

第1回川口市協働推進委員会 次第

日 時 令和5年11月14日（火）
午前10時00分
場 所 川口市役所第一本庁舎
市議会第1委員会室

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付式
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 正副委員長の選任（互選）について
- 6 諮問について
- 7 議 事
 - (1) 報告事項
 - ア 川口市における協働の現状について
 - (2) その他
- 8 閉 会

配布資料一覧

- | | |
|-------|---|
| 資 料 1 | 川口市協働推進委員会委員名簿 |
| 資 料 2 | 諮問書（写）「川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて（諮問）」 |
| 資 料 3 | 川口市における協働の現状について |
| 参考資料1 | 通称まちはみんなでつくるもの条例（緑リーフレット） |
| 参考資料2 | 川口市協働推進条例（通称まちはみんなでつくるもの条例）の手引き |
| 参考資料3 | 川口市協働推進委員会規則 |
| 別 紙 1 | 今後の審議の進め方について |

川口市協働推進委員会委員名簿

(任期：R5. 7. 1～R7. 6. 30)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
1 号 委 員 市 民	松川 茂夫	市民（公募）
	山戸 昭三	市民（公募）
	庵地 眞見	市民（公募）
2 号 委 員 市内の民間団体 から選出された者	小宮 町子	川口の男女共同参画を考える会
	岩崎 悦夫	グラウンドワーク川口事務局
	下重 郁美	川口市商工会議所 MAKEUP社労士オフィス 代表
	高山 久美子	社会福祉法人 川口市社会福祉協議会事務局長
3号委員 知識経験者	山中 重則	株式会社サンスタジオ 代表取締役
	石塚 直幸	農業関係団体の役職者
	小野寺 秀明	輸入医療機器販売コンサルタント 代表
	荻野 梓	川口市議会議員
4 号 委 員 学 識 経 験 者	中本 進一	埼玉大学 人文社会科学研究科 教授

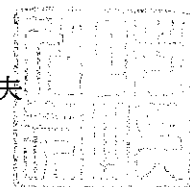


川協推発第 81 号

令和 5 年 11 月 1 日

川口市協働推進委員会委員長 様

川口市長 奥ノ木 信夫



川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて（諮問）

川口市協働推進条例（平成 24 年条例第 15 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項 川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて
- 2 諮問理由 川口市協働推進条例は、川口市自治基本条例に定める自治実現のため、協働の基本理念や原則等を定めており、貴委員会において、協働を総合的に推進するため、条例の運用に関する検証及び協働の推進に関する重要事項を協議していただいております。

本市の協働の推進について、平成 25 年から 4 回の諮問を行い、これまで協働を推進するための環境づくりや啓発、場づくりについて様々な議論をしていただき、答申でのご意見を、本市の施策に反映してまいりました。

さらに協働の総合的かつ効果的な推進を実現するためには、その根幹となる協働の定義をより明確にし、ルールを市民や職員に広く周知することが必要です。

そのため、川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて、本市や他市の現状などを踏まえ、議論をしていただき、ご意見を賜りたく、諮問をいたします。

自治基本条例と協働推進条例

川口市自治基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3)自治 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。

(市民と市の協働)

第5条 市民は、自治を実現するために、市と協働することができる

2 市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。

3 協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

川口市協働推進条例

(目的)

第1条 この条例は川口市自治基本条例第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該、各号に定めるところによる。

(5) 協働 市民等が市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

1

川口市協働推進条例について

名称： 川口市協働推進条例（通称 まちはみんなでつくるもの条例）

施行： 平成24年4月1日施行（第11条～13条は、附則ただし書及び当該規則によりH25.4.1施行）

概要： 多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めた条例

目的

川口市自治基本条例に定める「自治の実現」のため、

- ①協働の基本理念
- ②協働を推進するための原則
- ③市民等及び市の役割

その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

基本理念

- (1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
- (2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

協働の原則

市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。

市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

2

川口市協働推進条例について

その他

【市民等の役割】（第5条）
【市の役割】（第6条）
【協働の人づくり】（第7条）
【協働の提案】（第8条）
【地域における協働の仕組みづくり】（第9条）
【協働を推進する体制の整備】（第10条）
【協働推進委員会の設置】等（第11条～13条）
【国等との連携】（第14条）
【その他】（第15、16条）

【主な特徴】

- ・通称がある 「まちはみんなで作るもの条例」
- ・理念条例 → 目指すべき姿を規定
(それに対し、横浜市市民協働条例のような、協働事業の選定、協働契約などの手続きを定めた手続条例がある)
- ・市民等同士がともに行う活動を、協働の基盤としている
(市民等とは…「市民」、「地縁団体」(マンション管理組合も含む)、「市民団体」)
など

3

第5次川口市総合計画

本市の将来の姿を示し、その将来の姿を実現するまちづくりの指針

<基本理念>

「市民とつくるまちづくり」
「多様な主体の共生共栄」
「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」

<将来都市像>

人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

<めざす姿>

- I. 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
- II. 子どもから大人まで“個々が輝くまち”
- III. 産業や歴史を大切に“地域の魅力と誇りを育むまち”
- IV. 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
- V. 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
- VI. 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”**

4

めざす姿Ⅵ

市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

施策・基本方針

単位施策

1 市民が元気に活動するための環境づくり

市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域にも還元できるような環境づくりを進め、市民の手で地域全体が元気になるようなまちをめざします。

- 地縁活動(町会・自治会など)の支援
- 市民活動(NPO・ボランティアなど)の支援

2 市民と行政の相互協力

市民が市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進め、市民と行政の相互協力によるまちづくりをめざします。

- 市民参加の環境づくり
- 広報広聴活動の充実

3 行政経営の基盤強化

中核市に相応しい行政経営と、効果的かつ効率的な行政運営を進めます。

- 人材の育成と組織の最適化
- 財政基盤の強化
- 公共施設の適正化
- 情報化の推進

5

めざす姿Ⅳ 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

施策

1 市民が元気に活動するための環境づくり

<基本方針>

市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域にも還元できるような環境づくりを進め、市民の手で地域全体が元気になるようなまちをめざします。

<市民活動(NPO・ボランティアなど)の支援>

ボランティアへの理解や関心を深め、市民が活動に参加できる環境づくりを推進するため、イベントの開催や情報の提供を行います。

<施策>

ボランティア見本市

さまざまな市民ニーズに応えられるよう、NPO法人ボランティア団体の設立や継続的な活動に対する支援を行い、まちを元気にしていきます。

かわぐち市民パートナーステーションの運営
市民活動助成事業
ボランティア広場等

次の時代を担う子どもや若者に、ボランティアに理解や関心を持ってもらうための事業を推進し、将来にわたり地域で活躍する人材の育成をめざします。

青少年ボランティア育成事業

50歳以上の方々の交流と地域参加の機会を提供することを目的とする盛人大学の取り組みを、引き続き実施していきます。

盛人大学事業

6

川口市協働推進委員会について

【諮問事項 1】

「川口市における協働の総合的な推進について(諮問)」(平成25年7月23日)

(略) この協働推進条例が名実ともに協働の要として運用されているかの検証及び市民活動の更なる発展、活発化を目指した、協働の総合的な推進について、貴委員会に意見を求めます。

「川口市における協働の総合的な推進について(答申)」(平成27年3月27日)

当委員会は、(略) 今回は次のとおり意見します。

- 1 市民同士および市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと。
- 2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと。
- 3 協働を推進する市の体制の整備を推進すること。

【継続審議】

川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例及び管理規則を一部改正について審議

⇒ 盛人大学がある「かわぐち市民パートナーステーション分室」を条例上で位置づけることとなった

【諮問事項 2】

「盛人大学学旨の改正について(諮問)」(平成28年10月18日)

諮問事項 盛人大学学旨について見直し、新しい学旨を定めることについて

「盛人大学学旨の改正について(答申)」(平成29年6月28日)

盛人大学学旨について、「人、しごと、地域社会がともに輝く ～盛人による社会貢献のために～」を当委員会の意見として答申する。

(理由等) (略) 盛人大学学旨が定められた当初の経緯を尊重しつつ、盛人大学の目的の一つである盛人(50歳以上)の社会貢献が学旨から明確に伝わるもの、また、川口市協働推進条例の制定や第5次総合計画の将来都市像などを踏まえたものにするのが望ましいとの考えから(後略)

7

川口市協働推進委員会について

【諮問事項 3】

「本市における協働の環境づくりと啓発について(諮問)」(平成29年11月24日)

(略) 平成25年7月23日に「川口市における協働の総合的な推進について」の諮問に対する答申において、協働の環境づくりや啓発、体制の整備が必要と答申されたことを受け、協働をよりいっそう推進するにあたり、貴委員会に意見を求めます。

「本市における協働の環境づくりと啓発について(答申)」(令和元年6月28日)

当委員会は、(略) 今回は次のとおり意見します。

- 1 協働の啓発・育成として、市民や職員に協働の必要性やルール等を定期的に伝えること
- 2 情報発信として、協働事業や社会貢献団体の活動などについて、広報すること
- 3 協働の場作りとして、ボランティアやイベント等で世代を超えて参加しやすい仕組みをつくること
- 4 協働しやすい制度や体制を整備すること
- 5 協働の推進にあたって、行政の事業や地域の活動に外国人が参加しやすい仕組みを検討すること

【諮問事項 4】

「本市における協働の推進に関する施策について(諮問)」(令和2年1月9日)

(略) 平成29年11月24日に「川口市における協働の環境づくりと啓発について」の諮問に対する答申の中でも、「3 協働の場づくり」について具体的に審議し、その議論を進めていくにあたり「5 協働の推進にあたって」に記載のとおり、外国人住民が参加しやすいような視点をふまえた議論をし、本市における協働の推進に関する施策の手法を、貴委員会に意見を求めます。

「本市における協働の推進に関する施策について(答申)」(令和5年6月22日)

当委員会は、(略) 今回は次のとおり意見します。

- 1 点から線へ“つなぐ”、更には、円へ“広がる”仕組みづくり
既存事業や制度を活かし、老若男女、国籍問わず、全ての市民が気軽に参加しやすい場づくりを目指すこと。
(1) 既存事業間の運動により、多世代間交流や国籍を問わない市民の参加促進
(2) 既存のネットワーク(町会・自治会、学校、既存コミュニティ、ボランティア団体等)との連携強化
- 2 多様な主体の意見を反映させる仕組みづくり
多様な主体からの意見を抽出することで、誰もが参加しやすい場づくりを目指すこと。
(1) 市民等との連携及び意見の抽出
(2) 施策の企画・運営に関し、市民等の委員等への登用促進
- 3 新たな手法の研究及び導入
場づくりにおいて新たな手法の研究を怠らず、柔軟に取り入れていくこと。
(1) アプリや会議ツールのようなオンライン・IT技術の活用
(2) 先進事例の研究と導入
(3) 民間活力を利用したコーディネート力強化

8

背景や課題と効果について

【背景・課題】

- ・社会環境の変化による地域課題や住民ニーズの複雑化・多様化
(少子高齢化、単身・核家族化、情報化、グローバル・フラット化、ライフスタイル多様化、地域コミュニティ希薄化など)
- ・地域課題や住民ニーズの複雑化・多様化に対応する行政ニーズ
- ・得意分野・専門分野をもつNPO団体などの市民活動の活性化
 - ・県認証市内NPO法人 151団体(令和5年3月末日)
 - ・かわぐち市民パートナー登録 226団体(令和5年3月末日)
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・協働、共助社会への理解を深めることの重要性

【協働の効果】

- ・地域や専門分野など、細かいニーズに対応
- ・得意分野のノウハウを利用して適切に、迅速に対応
- ・行政コストの軽減にも繋がり、財政基盤の形成に寄与する
- ・行政と市民が目的目標を共有し、相互補完による、より効率的で効果的なまちづくり

【本市の主な協働事例】

- ・エコライフDAY
- ・自主防災組織
- ・まち美化促進プログラム
など・

9

川口市における協働関連施策について

【青少年ボランティア育成事業】

- ・次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に実施する次の事業
 - ・川口市社会福祉協議会との協働事業。
 - ・小学生から概ね25歳までの青少年を対象としたボランティア体験事業を実施。
- 1 こどもフリーさろん
小学生対象。原則、第1、第3土曜日の午前中に、手話、点字、車椅子体験等の事業を実施。
 - 2 夏休みこどもボランティアさろん
小学生対象。夏休み期間中にユニセフ募金、盲導犬、障害者スポーツ体験等の事業を実施。
 - 3 青少年ボランティアスクール
中学生以上から概ね25歳までの青少年対象。夏休み期間に福祉施設や市民団体でのボランティア体験事業を実施。
 - 4 通年ボランティア事業
継続してボランティア活動に関われるよう夏期以降にも福祉施設や市民団体でのボランティア体験事業を実施。
 - 5 ボランティアポイント制度
青少年ボランティア育成委員会で定めたボランティア体験事業に参加する小学生から高校生までの青少年に対し、1時間あたり1ポイントのボランティアポイントを付与し、ボランティア活動への動機づけを行うもの。

10

川口市における協働関連施策について

【助成金事業】

○市民活動助成事業

市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、地域や社会の課題に新たに取り組む事業に対し、助成金を交付

○協働推進事業助成金

行政課題を解決するために市と協働を行う地縁の団体及び市民団体に対し、その取り組みに要する費用を助成することで、速やかな行政課題の解決と協働の担い手づくりを図る

【ボランティア見本市・広場】

ボランティア団体の活動紹介などで多くの市民の方にボランティアへの関心を高めていただけるよう実施。

併せて、団体間の交流を深め、共助の社会作り、協働の基盤づくりを推進する

ボランティア見本市：10月第3日曜日に、キューボ・ラ広場）等にて実施

ボランティア広場：年3回程度、かわぐち市民パートナーステーションにて実施

※10月第3日曜日は「川口市民ボランティアの日」（「日本一のボランティアのまち」をめざす）

11

川口市における協働関連施策について

【川口市協働推進員】

1. 地域の課題を解決しようとするNPOや自治会等の活動内容や強み、課題などを把握する。
2. 税理士や建築士などスキルやノウハウを地域の課題解決に活かしたい人、仕事で培った得意分野や人生経験を活かして社会貢献したい人として、県に登録してある「専門家ボランティア」とのマッチング。
3. 本事業に関することについて地域住民やNPO等からの相談を受ける。
4. NPOや自治会等へ、必要に応じて「専門家」や「活動資金」をマッチングする。
5. マッチングした事業の進捗を把握し、必要に応じて支援をする。
6. マッチングした事業の成果を把握し、情報を発信する。
7. その他地域の実情に合わせた共助の仕組みを拡大・強化する取組を実施する。

⇒ マッチングは、専門家と団体に限らず、地域の人や行政等とも様々なマッチングを行い、場合によっては社会貢献活動事業のアドバイスなどを行う

⇒ 協働のマッチング、協働の基盤（共助）づくりを行うことを目的としている

【盛人大学】

主に50歳以上の方々の交流と地域参加の機会を提供することを目的に、平成18年度に開校
多くの盛人世代の方々が盛人大学で学び、その学んだことを活かして、それぞれの地域で川口の元気づくりのため社会貢献活動を行っている。（協働の基盤づくり）

全9コース 受講生 189名 ※令和5年度受講者数 R5.6.30時点

（A社会教養、B心理カウンセリング入門、C国際、D健康生きがいづくり、E地域デザイン、Fボランティア入門、G郷土川口探索・再発見、H社会起業・ビジネス、I農業体験）

12

協働推進委員会の設置(川口市協働推進条例第11条)

役割

① 条例の運用状況についての検討

市の協働のための環境整備や市民等の協働の取り組みなどについての現状と課題を把握し、条例をより効果的に運用していくこと

② 総合的な協働推進のための活動

協働推進方針の策定、普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、市と協働するためのルールづくり、協働のための資金運用等

未着手及び未達成のもの

協働推進方針の策定 普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、**市と協働するためのルールづくり**、協働のための資金運用等

方針やルールに関する現状

条例とその手引きのみ

協働の定義、協働の手法をより明確にし、協働を理解しやすくなるものが必要

13

諮問事項の審議における整理

目指す姿

市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと

現状

協働を推進するための様々な施策を実施しているが、協働の考え方が市民、関係機関等で深く浸透していない

課題

協働に関する定義やルールが不明瞭

解決策

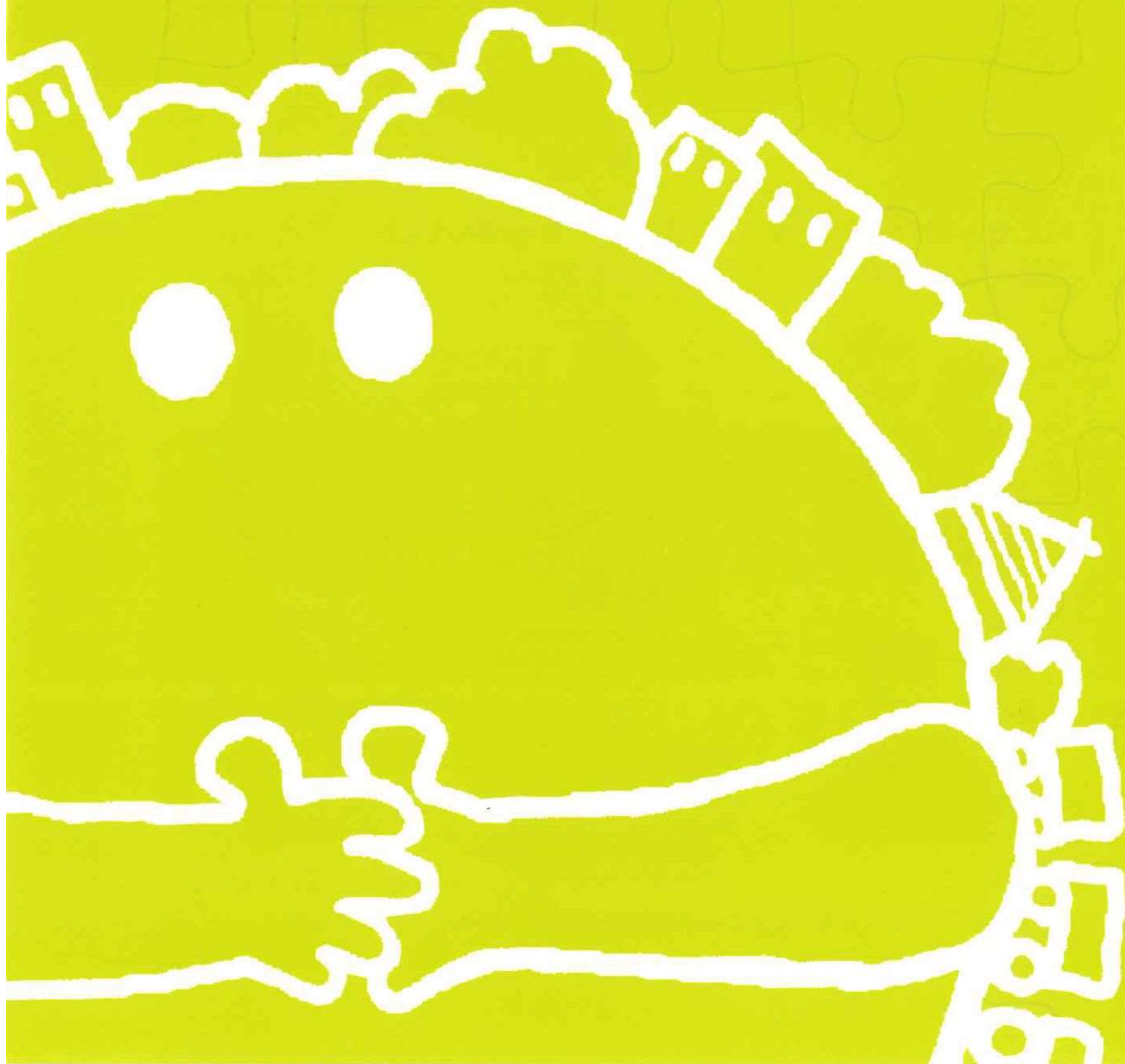
協働に関する定義やルールの明確化

14

通称 **まちはみんなで作るもの条例**

川口市協働推進条例 平成24年4月1日施行

**協働で幸せに
暮らせる地域社会を
実現します！**



まちはみんなで作るもの条例とは？

川口市は「まちはみんなで作るもの」という精神で市政を進めてきました。

川口市の憲法にあたる自治基本条例(第5条)に、市の自治の基本的な考え方として

「協働」が定められています。それをもとに協働推進条例では、多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めています。

条例の通称名に「まちはみんなで作るもの」という精神を込めて表わしています。



「協働」とは？

市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くために、「知恵」と「力」をともに 出し合うことです。

多様化するまちづくりのテーマ

- | | | | | |
|-----|------|-------------|------------|-------------|
| (例) | ・子育て | ・歴史・文化・スポーツ | ・雇用・若者支援 | ・みどり |
| | ・教育 | ・景観・街並み | ・地域活性化・個性化 | ・コミュニティ形成 |
| | ・福祉 | ・防災・防犯 | ・健康づくり | ・まちづくり推進 など |
| | ・環境 | ・河川 | ・マンション管理 | |

これからは
協働することで

みんなが担い手となって、多様化するまちづくりの課題解決を進めていくことが大切です。



協働

市民、地縁団体、市民団体が
手を取り合い、事業者と教育機関は
それらを支え協働します。



*市民とは、市内に在住、在勤、在学または公益を目的として市内で活動する者をいいます。



協働の役割・ルール・仕組み

協働の3つの役割

1. 社会との協働

- 社会貢献
- ボランティア活動
- ボランティア学習
- 地縁活動や市民活動の支援
- まちづくりのサポート
- 寄附 など…



2. 地域における協働

- 地域の特性や特色を生かしたまちづくり
- 課題発見・解決の場や組織の整備 など…



3. 市との協働

- それぞれの強みを生かした協働事業提案制度
- 協働の人づくり
- 情報ウェブサイト
- コーディネート
- 指定管理 など…



協働の大切なルール

- 自主性を尊重する。
- 情報を共有する。
- お互いの違いを認め合う。
- 社会性を高める。
- 多様で開かれたつながりをつくる。
- 意見・行為に責任。
- それぞれの強みを生かす。
- 一方的な要求や権利の濫用はしない。

協働でまちづくりをするための仕組み

● 協働の人づくり

協働への関心を深め担い手を育てていきます。

● 窓口の設置

協働の相談や提案の窓口を市に設置します。

● 市の総合的な体制

総合的なコーディネートを行います。

● 協働推進委員会

学識経験者、知識経験者、市民等による協働推進委員会を設置し、条例の運用、総合的な協働推進をします。

川口市協働推進条例

(通称 まちはみんなでつくるもの条例)の構成

目的(第1条)

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

定義(第2条)

- | | | |
|---------------------|---------|------|
| 1 市民等(市民、地縁団体、市民団体) | 3 事業者 | 5 協働 |
| 2 市 | 4 教育機関等 | |

基本理念(第3条)

- 1 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
- 2 それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

協働の原則(第4条)

- 1 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。
- 2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

市民等の役割
(第5条)

市の役割
(第6条)

協働の人づくり
(第7条)

協働の提案
(第8条)

地域における
協働の仕組みづくり
(第9条)

協働を推進する
体制の整備
(第10条)

協働推進
委員会の設置
(第11~13条)

国等との連携
(第14条)

条例をつくるにあたり

社会、経済の成熟に伴い、個人の価値観が多様化、複雑化し、行政だけではそのニーズや課題への対応ができなくなってきています。

都市化や核家族化の進展に伴い、人々のつながりが希薄化し、生活上の悩みや問題を家族や近隣では解決できなくなっていきます。

さらに、平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、人間は自然の前では無力であること、人間は助け合わなければ生きていけないことを改めて教えられました。市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くためには、一人ひとりの違いや個性を認め合い、多様で開かれたつながりを創っていく必要があります。

川口市は、人と人のつながりを大切に、町会・自治会など地縁組織がコミュニティづくりに大きな役割を担ってきました。平成12年のボランティア国際年を機に「日本一のボランティアの街」を目指してきました。人や社会に役立ちたいという市民の気持ちや行動により、社会のさまざまな課題を解決することで、人と地域、社会の成長につなげていくことが必要です。

市民一人ひとりが、主体的に地域や社会に関わり、知恵と力をともに出し合う市民力と地域力により「まちをみんなでつくる」ために、平成24年4月、川口市協働推進条例(通称 まちはみんなでつくるもの条例)を施行しました。

問い合わせ先 川口市 市民生活部 かわぐち市民パートナーズステーション

住所: 〒332-0015 埼玉県川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟 M4階

電話: 048-227-7633 FAX: 048-226-7718

mail: volun@city.kawaguchi.lg.jp

作成:平成24年3月

川口市協働推進条例（通称 まちはみんなでつくるもの条例）

（目的）

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民等

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市民（市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。以下この号において同じ。）

イ 地縁団体（町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）

ウ 市民団体（市民が主体的に組織した団体をいう。以下同じ。）

（2）市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

（3）事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。

（4）教育機関等 学校その他の教育機関及び研究機関をいう。

（5）協働 市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

（基本理念）

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念により、協働を推進する。

（1）互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。

（2）それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

（協働の原則）

第4条 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。

2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、協働の基盤となる市民等による公益のための自主的な活動の社会的な役割を理解するとともに、地域の一員であることを自覚し、自らも地域及び社会への関わりを持つよう努めるものとする。

2 市民等は、協働を行うときは、自らの意見及び行為に責任を持ち、公益のために主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 市は、地縁団体及び市民団体が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。

3 市は、人のつながりが協働の基盤であることを踏まえ、多様で開かれたコミュニティづくりを支援するものとする。

4 市は、職員に協働への理解を促し、それに取り組み意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を広げるものとする。

(協働の人づくり)

第7条 市民等及び市は、協力して協働の担い手の育成に努めるものとする。

(協働の提案)

第8条 市は、協働の提案に必要な制度を整備するものとする。

2 市は、市民等から協働の提案を受けたときは、提案者の立場に立って誠実に協議するものとする。

(地域における協働の仕組みづくり)

第9条 市民等及び市は、地域の特色や特性を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決する活動を行う場を設けること及びこれらの活動を行うための組織の整備をするよう努めるものとする。

2 市は、市民等が他の市民等、事業者又は教育機関等とともに前項に規定する活動が、協働の基盤となることを踏まえ、これらの活動を推進するものとする。

(協働を推進する体制の整備)

第10条 市は、協働を推進するための総合的な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等からの協働の提案について総合的な調整を行う窓口を設置するものとする。

(協働推進委員会の設置)

第11条 この条例の運用状況について検討し、協働を総合的に推進するため、川口市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第12条 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況の検証その他協働の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び運営)

第13条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(国等との連携)

第14条 市及び市民等は、協働の推進に当たり、国、埼玉県、近隣の地方公共団体その他関係団体等との連携に努めるものとする。

(条例の見直し)

第15条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

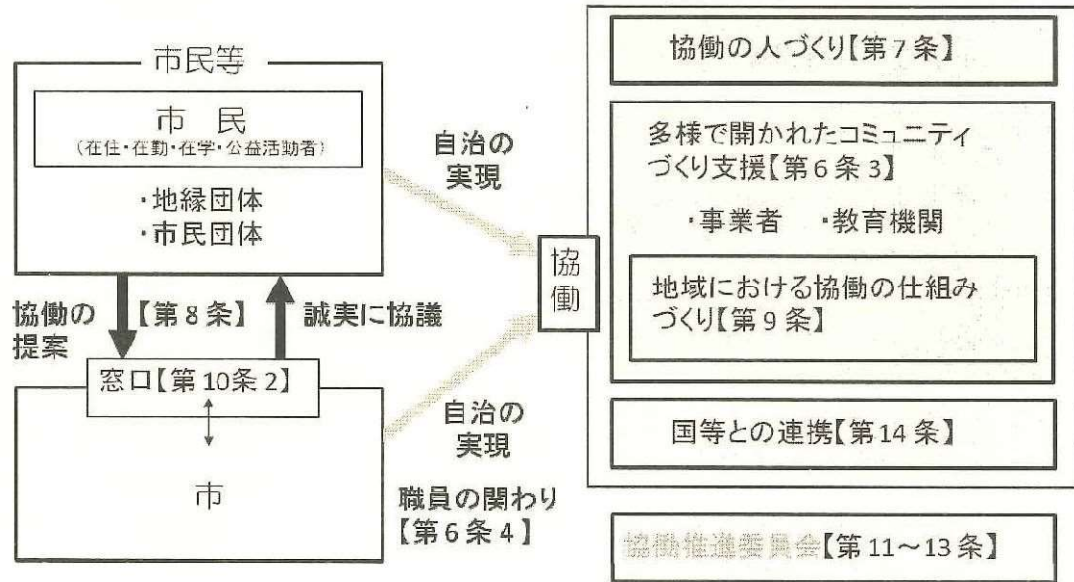
(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第11条から第13条までの規定は、規則で定める日から施行する。

《全体構成図》



〔説明〕

この条例の全体構成を図で表すと上記のようになります。「市民等（市民、地縁団体、市民団体）」と「市」は、ともに「自治」を実現する手段として「市民と市の協働」を推進することを目的としています。協働の人づくり、多様で開かれたコミュニティづくり支援、地域における協働の仕組みづくり、国等との連携等を推進します。「事業者」や「教育機関」は多様で開かれたコミュニティづくりを支援します。「市民等」は「市」に協働を提案することができ、「市」は「誠実に協議」する責務を有しています。運用状況の検討と推進のために「協働推進委員会」を設置します。

川口市協働推進条例
(通称 まちはみんなでつくるもの条例)
の手引き

川 口 市

「通称 まちはみんなで作るもの条例」 について

本市は、「まちはみんなで作るもの」という精神で市政を進めてきました。協働推進条例の通称名にその精神を込めて表わしています。

目次

第1条（目的）	第10条（協働を推進する体制の整備）
第2条（定義）	第11条（協働推進委員会の設置）
第3条（基本理念）	第12条（委員会の所掌事務）
第4条（協働の原則）	第13条（委員会の組織及び運営）
第5条（市民等の役割）	第14条（国等との連携）
第6条（市の役割）	第15条（条例の見直し）
第7条（協働の人づくり）	第16条（委任）
第8条（協働の提案）	附則
第9条（地域における協働の仕組みづくり）	

〔説明〕

本条例を体系として整理すると目次ようになります。第1条から第3条は全体に通用する包括的な規定について、第4条から第6条は協働の原則について、第7条から第16条は協働を推進するための仕組みについて定めています。

【条例の構成についての説明】

条例の規定は、通常「条」を基準に構成されます。

「条」がいくつかの段落に分かれている場合、この段落を「項」といいます。最初の段落を「第1項」、以降順番に「第2項」「第3項」…と言い表します。第2項以降には、通常その先頭に「2」「3」…と数字が振られます。

条文中で箇条書きを用いる場合には、(1)(2)(3)…のように括弧書きの数字が振られます。これらを「号」といい、「第1号」「第2号」「第3号」…と言い表します。1つの号の中をさらに細分化して列記する必要がある場合には、「ア」「イ」「ウ」…と言い表します。

(目的)

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

[説明]

- (1) ここでは、川口市協働推進条例の目的を明らかにし、定めています。最初に本条例が川口市自治基本条例にもとづいて定めるものであることを明記しています。
- (2) 自治基本条例では、「協働」については、重要な項目と受け止め、総則の場所に位置付けられています。同条例第5条第3項では、協働を推進するために条例を整備することが明記されています。自治基本条例は平成21年4月1日から施行されましたが、協働の推進に関しては、ある程度時間をかけて検討していく必要があることから、別に条例で定めるものとし、その期限は、附則第2号により、平成24年4月1日までに規定で定めることとされました。
- (3) 川口市協働推進条例を定める目的は自治の実現にあり、自治とは市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指すものとし、そのために、①協働の原則、②仕組みの2つを明らかにし、協働を推進するために必要な事項を定めることを述べています。

[参考]

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第5条

(市民と市の協働)

第5条 市民は、自治を実現するために、市と協働することができる。

- 2 市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。
- 3 協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市民（市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。以下この号において同じ。）
 - イ 地縁団体（町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）
 - ウ 市民団体（市民が主体的に組織した団体をいう。以下同じ。）
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (4) 教育機関等 学校その他の教育機関及び研究機関をいう。
- (5) 協働 市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

〔説明〕

- (1) ここでは、この条例の解釈にあたり明確にしておかなければならない、協働の担い手と協働の定義を定めています。
- (2) 第1号は、「市民等」の定義です。
第1号アは、「市民」について述べています。
この条例では、市外から市内に在勤、在学する方や市内で活動している個人（自然人）も、本市のまちづくりに力を発揮していただくことが期待されるとの考えから、「市民」に含めています。活動とは、公益を目的とした活動のみならず、社会を豊かにする多様な活動を想定しています。なお、国籍を問うものではありません。
- (3) 第1号イは、「地縁団体」について述べています。
いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体です。その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体とは、マンション管理組合なども含まれます。本市においては、地域における協働の取り組みの担い手としての役割を果たすものと考えられます。
- (4) 第1号ウは、「市民団体」について述べています。
共通の関心に基づき自主的に形成された団体（テーマ型コミュニティ）で、いわゆるNPO法人、ボランティア団体、趣味やスポーツなどの生涯学習団体等を想定しています。法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。なお「非営利」とは、無償で活動したり、活動により利益を上げないということではなく、活動に必要な費用を確保した上で差し引いた利益は団体の構成員に分配せずに社会貢献の費用とするという意味です。
- (5) 第2号は、「市」の定義です。
一般的には、「市」というと法人としての「川口市」のことを指しますが、この条例では、「市」については、議会と市長その他の執行機関のことをいいます。
- (6) 第3号は「事業者」の定義です。
「事業者」とは市内で営利活動を行う個人や法人を含み、ほかに、社会福祉法人、医療法人、農工商団体等を想定しています。「事業者」は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第10条で、「地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努める」と規定されております。また、川口市自治基本条例の手引きの中では、「市との協働には、地縁による団体、市民団体（NPO法人等を含む）や事業者も当然のことながら想定しています」と記載している通り、協働の推進においてもその担い手として位置付けられています。
- (7) 第4号は「教育機関等」の定義です。

小学校、中学校、高等学校、大学（短期大学を含む）、社会教育施設、公共職業能力開発施設（大学校）、専修学校、各種学校などを、「研究機関」とは公共、大学、民間で設置する研究所を想定しています。こうした団体が、自らの専門性をより積極的に活かすとともに、教育を通じて協働の担い手を育成する重要な役割を果たすことから一つの項目として記載しております。

(8) 事業者及び教育機関等は、市民や市と協働することによって、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが期待されています。

(9) 第5号は、「協働」の定義です。

一般的に「協働」は多様な場面で使われる用語です。多様な協働の担い手の中で構築する基本的な協力関係や、連携・協力による事業を想定した場面で使われます。

本市においては、自治基本条例第2条第3号に規定する自治、すなわち「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築く」ために、「まちはみんなでつくるもの」という精神に基づいて「知恵と力を共に出し合う行為及び活動」を本市における「協働」として位置付けています。その考え方に基づき、協働の担い手が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することを基本的な考え方としています。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

(10) 但し、営利や布教、政治を目的とした行為及び活動を除きます。

反社会的団体は除きます。

[参考]

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第2条第3項

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 自治 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。

§用語の解説§

【市長その他の執行機関】

市長のほか、それぞれ行政執行権限を有する地方自治法第180条の5から第202条の2で規定している各種委員会及び委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）を指します。なお、職員は主にこれらの執行機関が任命し、その命により職務を行います。

（基本理念）

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念により、協働を推進する。

(1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。

(2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の基本理念として、協働に対する姿勢や考え方を規定しています。
- (2) 本条例においては、自発的な市民個々の多様性を認識しあうとともに、市民同士または市政の運営とよりよい関係を構築し、ともに社会を支えあうことを基本理念としています。
- (3) 第1項は、協働の担い手の相互関係について定めています。市民一人ひとりの固有の価値や個性を尊重し、多様なつながりを創ることによって相互に新しい可能性を生み出し育ててゆくべきことを述べています。
- (4) 第2項は、多様な協働の担い手のそれぞれの長所を生かす社会づくりについて述べています。協働の担い手が、時代や社会情勢の変化等に応じてそれぞれの役割や、地域、社会のあり方についての意識を変え、人と地域、社会全体を成長させるとともに、子供たちや次の時代に継承してゆくことが協働の基本理念であることを述べています。

（協働の原則）

第4条 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。

2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の目的を達成するための基本的な原則を定めています。
- (2) 第1項は、協働の担い手の相互尊重についてです。
協働の担い手はそれぞれの立場や性格に応じて自らの求めるところによって活動しています。その目的、活動内容、方針、規模などは多様です。協働を行う前提として、互いの自主性を尊重し、共感することが重要です。一方的な要求になったり、権利の濫用になってはなりません。ここでの社会性とは、協働するときに、広く市民の共感が得られることをいいます。
- (3) 第2項は、情報共有についてです。協働を進めていく上で、互いに情報を共有することが重要です。本市では、市が説明の責務を果たし市政への市民参加と協働の推進を図るため、情報の「公開」に関して必要な事項を情報公開条例で定めています。本条例では、協働の担い手が双方向で、情報を「発信」「活用」すべきことについて述べています。情報を分かりやすく適切に流通させるためには双方が情報管理に努力することが求められます。

〔参考〕

川口市情報公開条例（平成12年9月27日 条例第49号）（第1条）

(市民等の役割)

第5条 市民等は、協働の基盤となる市民等による公益のための自主的な活動の社会的な役割を理解するとともに、地域の一員であることを自覚し、自らも地域及び社会への関わりを持つよう努めるものとする。

2 市民等は、協働を行うときは、自らの意見及び行為に責任を持ち、公益のために主体的に取り組むよう努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、市民等の役割について述べています。
- (2) 第1項は、地域や社会への貢献について定めています。市民等とは、第2条第1号に定めた市民、地縁団体、市民団体をいいますが、本条例第9条第2項に記載した地域における協働においては、事業者、教育機関等も同様の役割が期待されます。それらは多様な価値を自ら追求しながら地域や社会を構成しており、市民全体として、社会における幅広いニーズへの対応、安心の実現、活力の維持などに大きく貢献しています。その役割を理解するとともに、市民自らが地域や社会の一員であることを自覚し、地域社会と社会全体の両方に関わりを持つように努めることを規定しています。
- (3) 第2項は、主体的な関わりと社会的責任について定めています。市民等は、協働するとき、自らの意見と行為に責任を持つ必要があります。地域社会や社会全体に関心を持ち、その課題を人任せにせず、まちを良くするために自分に何ができるかを考え、自発的に取り組むよう努めることを述べています。事業者、教育機関等も同様の役割が期待されます。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

(市の役割)

第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 市は、地縁団体及び市民団体が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。

3 市は、人のつながりが協働の基盤であることを踏まえ、多様で開かれたコミュニティづくりを支援するものとする。

4 市は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わる場とすることができる場及び機会を広げるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働を行う上での市の役割について定めています。
- (2) 市は、協働のための環境を整える上で、重要な役割を担っています。第6条は主としてその点について規定しています。市は、自治基本条例第22条（行政組織）で規定するように、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となる組織に整備する必要があります。

協働についても、責任の所在を明らかにした上で、誠実に対応します。

- (3) 第1項では、協働を推進するにあたり、市は、市民の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進する役割があることを定めています。単に任せてしまうのではなく、役割を分担し、よりよい成果が得られるよう、目標の設定、よりよい関係の構築、推進方法等など全体の調整をおこないます。そのためには市民の視点、知恵と力等を市の運営に活かすことが重要です。
- (4) 第2項では、自治基本条例第9条（地縁による団体及び市民団体による活動）に定められていることを踏まえ、さまざまな協働の主体の中でも、地縁団体や公益を目的とした活動をする市民団体を協働の中心的な担い手と位置付け、支援することを定めています。なお、これは地縁団体と市民団体以外に協働の担い手がないということではありません。
- (5) 第3項は協働の基本である「つながり」が重要であり、それを踏まえた上で、基本理念の第3条第1項で定めた「互いの違いを認め合い、開かれた多様なつながりを創造する」という考え方からコミュニティを支援することを定めています。
- (6) 第4項では、職員の育成について述べています。協働の現場での実際の対応や協働推進において、職員の意識が重要であることから、研修等による理解を促すとともに、協働に直接関わる場や機会を増やすことを定めています。

職員については、自治基本条例第24条で「職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない」と規定されており、協働の推進においても同様の役割が期待されます。

[参考]

川口市は市の基本構想第四次総合計画で、「市民同士および市民と市が共に協働することができる環境づくり」の推進を定めています。

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第9条

（地縁による団体及び市民団体による活動）

第9条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第22条

（行政組織）

第22条 市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第24条

（職員の責務）

第24条 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

（協働の人づくり）

第7条 市民等及び市は、協力して協働の担い手の育成に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、条例の担い手の育成について定めています。
- (2) 協働は人と人とのつながりの上に行われるものであり、協働の推進は、担い手の育成を抜きにして語れません。担い手の育成は重要であるため、「まちはみんなでつくるもの」という通称のとおり、市民誰もが皆取り組むものとし、仕組み部分の最初の条文として定めています。ここでいう「みんな」とは協働の担い手である、市民等、市、事業者、教育機関等を表します。また、次世代につながる「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会」の実現のために、青少年から高齢者まで含めてみんなの協働への関心を高め、参加の機会を拡大することを想定しています。

〔参考〕

また川口市は市の基本構想の中で、基本理念の(4)に「人づくり・ものづくりの継承と発展」を定めています。

（協働の提案）

第8条 市は、協働の提案に必要な制度を整備するものとする。

2 市は、市民等から協働の提案を受けたときは、提案者の立場に立って誠実に協議するものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の提案について定めています。
- (2) 第1項は提案制度の整備について定めています。協働の担い手が発意し、協働で行う事業を提案、実施するための「協働事業提案制度」をつくることを想定しています。制度を整えることによって、提案した協働がより効果的に行われることを目指した規定となっています。「協働事業提案制度」は多様な協働の担い手に応じた様々な形態や支援の方法が想定されます。
- (3) 自治基本条例では、第5条第2項において「市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする」と定めています。これを受けて、第2項では、協働提案を受けた際に市が責任を持って対応(相談、応答、記録等)をすることを定めています。

「提案者の立場に立って」とは、川口市自治基本条例第 22 条の手引きのとおり、市民にとってわかりやすく、市民ニーズに叶う、公的責任を果たせるものであること等を包含した表現です。市は、本条例第 6 条に基づき「協働を総合的かつ効果的に推進する」ものです。

(地域における協働の仕組みづくり)

第 9 条 市民等及び市は、地域の特色や特性を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決する活動を行う場を設けること及びこれらの活動を行うための組織の整備をするよう努めるものとする。

2 市は、市民等が他の市民等、事業者又は教育機関等とともに前項に規定する活動が、協働の基盤となることを踏まえ、これらの活動を推進するものとする。

[説明]

- (1) ここでは、地域における協働の仕組みづくりについて、定めています。
- (2) 地域の特色や特性を生かして、地域の課題を解決する場として、「まちはみんなで作るもの」という通称のとおり、協働の担い手誰もが参加でき、連携していく組織づくりを想定しています。
- (3) 自治基本条例第 8 条と第 9 条ではそれぞれ、市民同士の助け合いを通じた自治の実現と、地縁団体による活動を通じた自治の実現について定めており、前項に規定する活動が協働の推進において重要であることから、市が支援するものとしています。

[参考]

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 8 条

(市民の互助)

第 8 条 市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。この場合において、市民は、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 9 条

(地縁による団体及び市民団体による活動)

第 9 条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

(協働を推進する体制の整備)

第 10 条 市は、協働を推進するための総合的な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等からの協働の提案について総合的な調整を行う窓口を設置するものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働を推進する体制の整備について、定めています。
- (2) 第1項において、総合的な推進体制とは、協働の推進に対応した行政組織の役割分担、責任体制の整備や構築を想定しています。

自治基本条例第23条第2項で規定されているように「職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の遂行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努める」ことが重要です。

- (3) 第2項では、市民等からの協働の提案について総合的なコーディネートを行う窓口の設置について明記しています。協働の提案については、基本的に市の各部署が直接対応します。しかし、その内容は多岐に渡り、担当部署がはっきりしない場合や複数の場合、市民同士の協働における情報提供が必要な場合など、現在の体制では対応が難しくなっています。そのため、このような提案については、関係する可能性がある該当部署およびその他外部の機関と協議や連携をしながら、この窓口が総合的な調整を担当することを想定しています。

〔参考〕

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第23条

（行政組織）

第23条 市長その他の任命権者は、適切に職員を配置し、これを指揮監督しなければならない。

2 市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の執行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

（協働推進委員会の設置）

第11条 この条例の運用状況について検討し、協働を総合的に推進するため、川口市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

〔説明〕

- (1) ここでは協働推進委員会の設置について定めています。
- (2) 「川口市協働推進委員会」は、①条例の運用状況についての検討や、②総合的な協働推進のための活動を行います。
- (3) 運用状況についての検討とは、市の協働のため環境整備や市民等の協働の取り組みなどについての現状と課題を把握し、条例をより効果的に運用していくことを想定しています。
- (4) 総合的な協働推進とは、たとえば、協働推進方針の策定、普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、市と協働するためのルールづくり、協働のための資金運用等が想定されます。

(委員会の所掌事務)

第12条 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況の検証その他協働の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

[説明]

- (1) ここでは委員会の所掌事務について定めています。
- (2) 委員会は、この条例の運用状況を必要な時期に見直し、評価します。市長の諮問に応じて、協働の推進に関する重要事項について調査や審議をし、答申を行います。そのほかに、協働の推進に関して委員会の発議で市長に提言を行うことも想定しています。

(委員会の組織及び運営)

第13条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

[説明]

- (1) ここでは、委員会の組織と運営について定めています。
- (2) 第1項では委員数について、15人と定めています。
- (3) 第2項では委員の構成について定めています。「(1)市民」の委員については公募の枠をできる限り多く設けることを想定しています。
- (4) 第3項では委員の任期について定めています。
- (5) 第4項では第1～3項に定めるもの以外で委員会の組織と運営に関して必要な事項は、別に規則で定めることとしています。

(国等との連携)

第14条 市及び市民等は、協働の推進に当たり、国、埼玉県、近隣の地方公共団体その他関係団体等との連携に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の推進のため、市の枠を超えた広範囲の連携について定めています。
- (2) 広域的な視点からの連携は、自治基本条例第31条第1項と第2項で規定されているように、市内に留まることなく、広く、国や埼玉県、隣接の地方自治体、諸外国並びに同じ目的をもつ関係団体など行われることもあります。ここでは、市と市民が広い視野を持って、共通の課題解決のために、連携して果たすべき役割に努めることを定めています。

〔参考〕

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第31条

（国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流）

第31条 市は、広域的な視点から、国又は全国若しくは近隣の地方公共団体と共通する課題に対して、これらと対等な立場で相互に連携し協力するよう努めなければならない。

2 市は、平和、人権、環境、資源等の地球的規模の諸問題に関し、国際社会に果たすべき役割を認識して、広く国際交流に努めるものとする。

（条例の見直し）

第15条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、川口市協働推進条例の見直しに関して定めています。
- (2) 時代や社会情勢の変化等によって、条例で定めるべき内容は変わってくる場合があります。また、条例を施行し、運用する中で、想定していないことが発生したり、運用に当たって問題が生じることもあります。そうしたことから、市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する必要性を明示することによって、実際に活用される条例を目指します。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

〔説明〕

- (1) ここでは、この条例に定めるもの以外で、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第11条から第13条までの規定は、規則で定める日から施行する。

川口市協働推進委員会規則 (平成24年12月7日規則第78号)

最終改正: 平成28年3月29日規則第24号

改正内容: 平成28年3月29日規則第24号 [平成28年12月31日]

○川口市協働推進委員会規則

平成24年12月7日規則第78号

改正

平成28年3月29日規則第24号

川口市協働推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市協働推進条例(平成24年条例第15号)第13条第4項の規定に基づき、川口市協働推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第4条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

審議事項の概要と今後の審議の進め方について

1. 審議事項

現代社会は人口減少社会に突入しており、社会環境の変化により、市民ニーズが多様化・複雑化している現代社会においては、市民等と行政との協働が必要となってくる。より協働を進めるためには、市民や市民団体が活躍できる協働の仕組みづくりが必要であり、協働の仕組みや施策についてご議論いただきたい。

2. 協働の定義

市民等が市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治（市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと）を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

3. 協働の運用状況の検証

別紙2を参照してください。

4. 議論する上で踏まえるべき課題

協働の定義の明確化・市と協働するためのルールづくり他

5. 審議の予定

委員会	内 容	日程
第2回	協働の現状調査と庁内意識調査報告について	令和6年2月～3月頃
第3回	他市事例報告と協働事業事例紹介	令和6年5月～7月頃
第4回	議論と方向性の整理及び答申素案作成の議論	令和6年10月～11月頃
第5回	答申内容の決定	令和7年3～4月頃
答申	答申	令和7年6月予定

※ 上記は予定であり、審議の進行具合によって、時期、回数、内容には変動する可能性があります。

川口市ホームページ「協働推進課の事業」についてはこちら→

また、登録団体の情報については、下記より検索してください。



協働推進課のページへ

川口市ホームページトップ下「市民活動とボランティア募集情報」のバナー
→ 市民活動とボランティア団体の紹介について → かわぐち市民パートナーステーション登録団体

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/PSannnai/PSsyouyai/24375.html>